

議案第18号

令和5年度成田市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度成田市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理業務委託料	令和5年度から令和6年度まで	363千円
原水・浄水水質検査業務委託料	令和5年度から令和6年度まで	10,076千円
放射性物質検査業務委託料	令和5年度から令和6年度まで	310千円
量水器購入	令和5年度から令和6年度まで	1,049千円

令和5年11月24日提出

成田市長 小 泉 一 成